

第1281回 高知市教育委員会 4月定例会 議事録

1 開催日 令和5年4月26日（水）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第11号 令和6年度使用教科用図書に係る高知地区教科用図書調査研究方針の決定及び教科用図書採択協議会への諮問について

日程第3 市教委第12号 高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について

日程第4 市教委第13号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について

日程第5 市教委第14号 高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について

日程第6 市教委第15号 高知市教育支援委員会委員の委嘱等について

日程第7 市教委第16号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	山 中 浩 介
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	竹 内 清 貴
	人権・こども支援課長	岡 本 政 則
	人権・こども支援課生徒指導対策監	藤 原 祐 三
	教育研究所長	越 智 知 恵
	教育研究所特別支援教育担当副参事	八 木 千 晶
	少年補導センター所長	吉 川 佳 余
	学校教育課指導主事	渡 邊 拓 哉
	教育政策課総務担当係長	栗 本 佳 美
	教育政策課主査補	四 國 真 衣

1 令和5年4月26日（水） 午後3時～午後4時5分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時

松下教育長

ただいまから、第1281回高知市教育委員会4月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員、お願いいたします。

野並委員

はい。

松下教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第11号「令和6年度使用教科用図書に係る高知地区教科用図書調査研究方針の決定及び教科用図書採択協議会への諮問について」、日程第3 市教委第12号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」の議題ですが、この2案件は、8月末までの時限秘の内容となっておりますので、秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

それでは日程第2 市教委第11号「令和6年度使用教科用図書に係る高知地区教科用図書調査研究方針の決定及び教科用図書採択協議会への諮問について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第11号について御説明いたします。お手元の資料1ページの「高知地区 教科用図書 採択協議会条例」第1条を御覧ください。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条の規定に基づき定められた、高知地区内の令和6年度から小学校において使用する教科用図書を採択するため、高知市教育委員会として、「令和6年度使用 高知地区 教科用図書 調査研究方針」を定め、「高知地区 教科用図書 採択協議会」に諮問するものでございます。

来年度から使用する小学校教科用図書としましては、採択されるのは13種となっております。

資料3ページを御覧ください。先ほど申しました「令和6年度使用 高知地区 教科用図書 調査研究方針」（案）として4点の方針をあげております。この調査研究方針を基にしまして、専門調査を行うこととなります。続きまして4ページを御覧ください。先ほど申しました教科用図書を採択するため、調査研究を行い、種目ごとに3種を選定するよう本市教育委員会から「高知地区 教科用図書 採択協議会」に諮問するものでございます。

続きまして5ページを御覧ください。採択の仕組みについて確認をさせていただきます。こちらにつきましては、高知市は単独で採択地区となっておりますので、採択の仕組みは本市独自の定めとなります。

その流れとしましては、図にございます①～⑤となります。

①諮問、本市教育委員会から「採択協議会」に諮問をし、②委任、採択協議会から小学校教科用図

書を調査研究するに当たり、各教科書の専門的な調査を「調査研究委員会」に委任します。③報告、その結果につきまして、調査研究委員会から採択協議会に対して報告をし、④答申、採択協議会では種目ごとに3種を選定し、教育委員会に答申します。⑤採択、教育委員会において採択をするという流れとなります。

続きまして6ページを御覧ください。「高知地区 教科用図書 採択協議会及び教科用図書 調査研究委員会等の日程」(案)でございます。教育委員の皆様には、7月末頃に臨時教育委員会の設定を行い、採択審議を行っていただく予定をしております。日程、委員名等、採択関係情報につきましては8月31日までの時限非公開となります。なお9月1日からは公開されます。先ほどお伝えしました3ページの「令和6年度使用 高知地区 教科用図書 調査研究方針」(案)及び4ページにございます「令和6年度使用 高知地区 教科用図書の採択に係る調査研究について」(諮問)(案)について、御審議お願いいたします。

なお、6ページの日程(案)につきましては、採択いただく教育委員会の日取りを後日、事務局から調整させていただくとしてよろしいか、併せてお聞かせください。

松下教育長

特に変更点はありますか。

学校教育課長

これまでの採択と大きな変更点はございません。

松下教育長

分かりました。

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

デジタル教科書や、あるいはデジタルとまで言わなくてもQRコードを読まずと出るなど、その辺りがどれくらい工夫されているのかというのも新しい論点かと思えます。それは方針の4番で表現される項目なのでしょうか。あるいは、1番から4番全ての項目において、そこもよくチェックするよという諮問と捉えるとよいのでしょうか。

学校教育課長

デジタル教科書等の対応につきましては、県の方針も確認しましたが、大きな変更はございませんでした。従いまして、方針4番の「挿絵・写真・図表等の資料が適切で、効果的に利用できるよいう配慮されているか。」というところに包括されると考えております。

西森委員

はい。分かりました。

毎年のことですが本来、1番から4番は教科書検定の段階でクリアされているべきことで、どの市町村であっても恐らく同じことを求めていると思われれます。それでも各市町村ごと自治体ごとに判断が分かれ採択に至ります。3番の辺りで特に児童のことが出てくるが、本市の児童たちにとってより関心のある、例えば四国であるとか、もちろん高知市に関する話題であるとかそういうようなデータが、他の教科書でなくても、こちらの教科書では採用されているとか、そういうところが本市の調査研究方針を立て、諮問し、研究してくださる協議会や研究委員会の皆様方が、本市としてのオリジナリティを出すとしたら、この3番の辺りということになるのでしょうか。

学校教育課長

調査研究方針は全ての種目についての大枠を定めたものになりますので、それぞれ専門の教科ごとの部会がございませぬ。そちらの方でまた教科ごとの方針を定め、それが高知の子供たちにある程度合致しているかということ踏まえた上で調査研究が行われますので、おっしゃっていただいたような形で、それぞれ教科ごとの研究方針が更に定められると御理解いただければと思ひます。

西森委員

はい。分かりました。他地区の調査研究方針を見たことがないわけですが、ここに何か独自性などがあり得るのかというところが少し分からなかったのですが、比較的似たようなものになるのでしょうか。

松下教育長

はい。大括りのところで似たようなものになるのではないかと思います。

谷委員

前回は何年度にこのような方針が出ましたか。

学校教育課指導主事

令和2年度の小学校の採択の際です。

谷委員

令和2年度の研究方針と違いはありますか。

学校教育課指導主事

高知市の研究方針は、県の研究方針を基に策定しています。県も変更がなかったということで、本年度についても2年度と同様です。

山中教育次長

学習指導要領につきましては10年に一度の改定ということで、今回は4年目ということになりますので、その目標自体は変わっておりません。ですので、教育の目標については大きな変更はないということになります。あと内容については、QRコード2次元のコードでございますが、今回たくさん入っているというのは報道で多く出ておりますけれども、教科用図書の見本がまだ届いておりませんので、こちらとしても具体的にまだそこが分かっていないというところがあります。今後、学校教育課から説明がありましたように、それぞれ各教科ごとに、その教科の特性をいかした目標を改めて立て、QRコードの活用等も踏まえて、今後の調査研究を進めていくということになりますから、目標自体は、今回は大きく変更はないということで考えております。

森田委員

研究方針1で「今日的な課題を踏まえた内容が」というところがあるのですが、教科書を書いている側の各先生方としては、特に子供たちがそれを踏まえて何ができるかとか、日々の生活の中でどういうことに気付くのかなど、各教科書でかなり工夫を凝らしていると思いますので、そういうところも注視して見ていただけたらと思います。

もう一つは絶対ないはずですが、教科書会社が近付いて来られるということもあると思いますし、実際に私もそういうハガキが届いたことがあるので、そういうことを関係なくやっていただいているかという確認です。

松下教育長

ありがとうございます。学校へ、教科書会社との関係性について、何か通知を出したりしているのですか。

学校教育課指導主事

本課からの通知は学校にお送りしておりますし、委員になられる方についても、なられる時点で教科書会社との関係性はないということを、確認書と承諾書で確認はさせていただいています。

野並委員

先週、東京で開かれた医療関係の会議に出た時に、今話題のチャットGPTが教育現場に非常に大きな影響を与えたというような話がありました。壇上にテレビで時々出て来られるような先生方が並んでいるような会で、あるところではチャットGPTを禁止するような話が出ているが、そのような先生方に言わせると、もはや禁止できない状況なのではないか、よってそれをどのように使いこなすかという話の中で、これまでの教育とは知識を積み重ねていくというもので、それはAIが代わりにするため、もはや成り立たなくなっているのではないか。では教育とは何なのかという

ことを考えていく中で、研究方針の2番に出てくる「思考力・判断力・表現力」が教育の基なのではないかというような話をしていました。これを見てある意味的確であると思いました。これまでの知識を積み重ねるとするのはAIがその分野であって、これからの教育はなかなか難しい方向に向いているというようなことが言われておりました。

松下教育長

ありがとうございます。

西森委員

指導要領が変わっても20年、30年でもこの文言でいけるのだと思います。どれだけ変わっても学習指導要領はその時の学習指導要領なので、今野並先生がおっしゃった「思考力・判断力・表現力等」という部分は、やはりすごく重要なワードだと思います。知性についてどの様に表現するのかというと、「考える力」、「判断する力」「表現する力」の三つ例示されているわけですね。これは学習指導要領等で、知性を「思考力・判断力・表現力」の三本柱としているものがあるのでしょうか。

谷委員

学習指導要領に明記されています。

西森委員

「等」というのは何を指すのでしょうか。逆に言うと「等」で幅を持たせることで、時代ごとに何か求められるものが少しずつ違うのだと思うのですが。

山中教育次長

今回はこの「思考力・判断力・表現力」というのが、先ほどありましたように、学習指導要領のどの教科、どの領域を見てもこの順番で出てきているもので、この「等」につきましては、これは一つの例でございますが、学びに向かう力であるとか、より自分からと主体性を持たせる、単に受け身的なものではないというようなことを含めて、今回は「等」という表現でまとめさせていただいています。なお、「学びに向かう力」も学習指導要領には示されております。

西森委員

「学びに向かう力」が言われるようになったのはいつ頃からですか。

山中教育次長

今回の学習指導要領からです。

西森委員

30年前でも、20年前でも、今回の新しいのが出て4年経過した今でも、「等」という内容の意味合いを少し変えることで、極端に言えば恐らくずっと対応ができるということでしょうか。「アクティブラーニング」という言葉が使われたり、ここでディベートして班ごとに協議するというのもありますね。「アクティブラーニング」は前回の学習指導要領に入っていましたか。

学校教育課長

当初はそういった表現も交わすことがございましたが、近年では主体的で対話に近い、そういったものに表現が変わってはいます。トータル的にもずっと言われてきているのは、「生きる力の育成」ということで、ここに「思考力・判断力・表現力」等も加味しながら、「学びに向かう力」や、「生きて働く知識」、単に覚えるだけの知識ではなく実社会で使えるような知識をしっかりと身に付ける、そういう生きる力の育成というのが学習指導要領に定められている目標かと思えます。

西森委員

文言としてこれは、40年、50年使えると今申し上げているのですが、この研究方針1番の学習指導要領に定める目標という中身が実は少しずつ変わっていたり、「等」の部分は実は中身が変わっていたりとか、それを踏まえて採択に関わる皆様がそれぞれでご判断されると思ってよろしいわけですね。ありがとうございます。

松下教育長

この件に関して、ほかに質疑等はありませんか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

委員一同

【は い】

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第11号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第12号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第12号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」御説明いたします。

趣旨といたしましては、委員の新規委嘱及び任命に伴うものです。

先ほど御覧いただいた資料1ページにございます採択協議会条例の第3条に、「採択協議会の委員は、教育委員会事務局職員、教育公務員、その他学識経験者等のうちから教育委員会が15名以内で委嘱又は任命する」とあります。本条例に基づき、議案書の4ページに「高知地区教科用図書採択協議会委員」案を示してございます。

前回からの継続委員は1番 岡谷高知大学副学系長、及び14番山中生徒指導アドバイザー2名でございます。

新任の委員といたしましては、2番 山本横内小校長、3番 梅原江ノ口小校長、4番 西村泰小教頭、5番 垣内春野西小教頭、8番 宮地高知市教育研究会代表（一宮東小校長）9番 篠田市人権教育研究協議会代表（小高坂小学校長）の以上6名を教育公務員として選出、6番 松本市小中学校PTA連合会会長、7番 斉木市小中学校PTA連合会副会長の2名を保護者代表として、10番 岡本人権・こども支援課長、11番 越智教育研究所長、12番 吉川少年補導センター所長、13番 福井学力向上推進員、以上4名を教育委員会事務局職員として、15番 竹口学校カウンセラーを学識経験者としての合計13名となっております。

それぞれが各専門性を有しており、適任であると判断しております。これらの委員を委嘱又は任命してよろしいか伺います。私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

女性委員は7名でよろしいですか。

学校教育課長

はい、7名です。人数で申しますと15人中7名ということで47パーセントとなっております。

森田委員

新任の方がたくさんいらっしゃるのですが、いつもどおりですか。今年は少し新任の方が多いかどうなのかについて伺います。

学校教育課長

なかなか継続で4年前と同じ方というのが、入れ替わりが多いところがございます、例年こういった形の公務員の方々ですが、新任の方が多くなっています。

森田委員

前もそのような形で、遂行していただいていたということですね。

学校教育課長

ただ学校や事務局の異動だったり、PTAの役員の変更があまりない場合は、新人の方が少ないという時もございます。

森田委員

はい。ありがとうございます。

松下教育長

ほかに質疑等ございますでしょうか。

谷委員

高知大の岡谷先生にももちろん異論はないですが、ほとんど高知市の中の方ばかりが入っているわけですが、大学は工科大であるとか、県立大であるとか、そういう方がもう1人ぐらいいてもよいかという思いもしますが、そこはどうですか。

学校教育課長

委員につきましては、例年お願いしています高知大学ということでお願いしました。なお次回以降、こういった検討がされたりする場合には御意見として、検討をさせていただきたいと思えます。

松下教育長

この件に関して、ほかに質疑等はありませんか。

それではほかに御意見もないようですのでこの件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第12号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」は原案の通り決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第12号は原案の通り決しました。秘密会を解きます。

日程第4 市教委第13号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

市教委第13号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」、御説明いたします。

趣旨といたしましては、任期中の協議会委員から、異動を理由に辞退の申出があり、交代するものでございます。高知市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、平成27年11月に発足しております。この協議会は、高知市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図り、いじめの防止等のための効果的な対策を推進することを目的としております。委員は、条例に定める機関・団体からご推薦いただき、12名を委嘱させていただいております。

今回、異動がございましたのは、高知県警察本部と高知市小中義務教育特別支援学校長会でございます。委員の任期は2年以内とされておりますが、現委員の任期は、令和5年9月30日までとなっており、本日もご提案させていただく委員への委嘱期間は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第5条に基づき、前任者の残任期間となります。解嘱と新たな委嘱は、資料6ページ及び7ページの名簿どおりとなっております。

なお、来月には高知地方法務局、高知市小中学校PTA連合会の異動が予定されておりますので、改めて委員の委嘱等について御報告させていただきます。

それでは、ご承認をお願いいたします。以上でございます。

松下教育長

この件について質疑等はありませんか。

西森委員

もともと充て職ばかりにすると男性ばかりだったような感じでしたので、「副」がつく人とか、御意見を頂ける女性の方をというところがあったと思います。こうして見ると女性で「長」のつく人が、まずまず出てきていると思いました。3番の方は支援部長さんということで然るべき肩書きのある方で、もしかしたら6番はこちらの委員会をお願いする時に、敢えて副会長さんで女性の方ということかと思ったりもしますが、12番の方も課長さんですし、13番の方も所長さんでいらっ

しやる。本来あるべき、自然に女性が社会に参画していった、自然と数が同数に近づいていったという形に、ここでは成りつつあるのかなと思いました。

また、充て職が多そうで難しいところを6名くらいの女性の方にやっていただけていますので、市が掲げている目標に対して非常に上手に取り組んでいただいているという印象を受けました。

ありがとうございます。

松下教育長

ほかに何かありますか。

森田委員

本件について特に異論はございません。前の教科書採択を見ていた時に、子供の気持ちが分かるというか、学校のカウンセラーが15パーセントほどいたのですが、いじめ問題についてはカウンセラーなど直接的な方はおられないのですか。この中に、子供の心や気持ちをプロフェッショナルとしてお分かりになる経験者などがいてもよいのではと思いました。

人権・こども支援課生徒指導対策監

いじめ問題対策連絡協議会としましては、広くいろいろな団体等からいじめ対策についての御意見をいただくということが趣旨ですので、実際この対策連絡協議会の下にいじめ対策委員会があり、直接的にいじめの重大事態が起きた時の対処・調査についてはそちらが行います。対策委員の中には、臨床心理士会から推薦をいただいた方を委嘱しておりますので、直接的なところには臨床試験の専門職の方にも御参加いただいています。

森田委員

そういう問題のところをつないでいく役割を託しておられるということですね。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

ほかに御意見もないようですのでこの件の質疑を終了し採決に移ります。教委第13号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第13号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第14号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

資料8ページ、日程第5 市教委第14号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」、説明いたします。本議案の趣旨は、委員の任期満了に伴うものでございます。

高知市では、高知市教育研究所条例第5条に基づき、高知市教育研究所運営委員会を設置いたしました。設置に当たりましては、同条例第5条の2により、教育委員会が12名の委員を委嘱等させていただいております。

この度、教育委員会といたしましては、9ページにお示ししております12名の方に委員を推薦していただきました。新たに委嘱いたします委員につきまして、簡単に御説明いたします。

まず、8番 中澤清一委員は、2022年から株式会社三翠園の代表取締役社長に就任されており、四国管財株式会社の会長でもあられます。中澤委員は、障がい者の雇用促進や地域貢献に熱意をもって取り組まれており、民間企業の視点を含め、多くの御意見がいただけるものと考えております。

次に、9番 中山倫世委員は、高知市教育研究会の事務局長として、本市の教職員の主体的な学びを推進していく立場から御意見をいただくために、推薦していただいたものでございます。

最後に、12番 立仙暁子委員は、主幹教諭として学校現場の立場から御意見をいただくために、推薦していただいたものでございます。

新しい委員の委嘱期間は、同条例第5条の3に基づき、1年となっております。

ほかの9名の委員は、それぞれの立場から、継続的に教育研究所の運営について御示唆いただきたいと考え、昨年に引き続きの推薦となっております。

女性委員につきましては、前回同様6名となっており、女性委員の割合は50パーセントでございます。以上で説明を終わります。

谷委員

別のホテル関係者から、8番の三翠園の取締役社長が来てから、三翠園がすごく良い方向に変わりつつあると聞きました。そういう方に来ていただくというのは大変良いと思います。我々の教育を行う上でも、いろんな民間企業の視点というのも幅広く取り入れていくような姿勢がとても大事だと思います。

西森委員

同じく8番の方についてお伺いいたします。これまでも民間企業の方はいらっしゃったかということが1点と、具体的には構いませんが、推薦はどちらか然るべき団体に推薦依頼をかけてという形での手順なのかについて教えていただけますか。

教育研究所長

然るべきということではないですが、今回、教育研究所の組織といたしまして、特別支援教育の自立相談がありますが、特別支援教育の自立に向けて障がい者の雇用促進というところから、四国・高知の民間企業の中で第一に雇用促進をされているという視点で、今回推薦をしていただきました。

西森委員

今までは民間企業を入れていましたか。

教育研究所長

民間企業からは、情報の方で、富士通から来ていただいていたいました。

西森委員

難しい話ですが、今回は一本釣りという形になるのでしょうか。

今、事実上、とても素晴らしい方という話がほかの委員さんからありましたが、そういう選任の在り方について、縁故ではないかというような批判を浴びることも時にはあろうかと思えます。

素晴らしいことをしている人はほかにも幾らでもいるのに、何故この人なのかということは出てこないでもないと思えますし、今回この方については全く異論ございませんが、もしかして今後何かそういうことが必要であれば、御検討をお願いできたらと思いました。

松下教育長

先ほど谷委員さんがおっしゃっていたとおり、四国管財の社長さんで、障がいを持っている方の雇用について先進的にされておられた方です。今おっしゃっていただいたとおり、教育現場から校長の代表とかであるならば組織からですが、民間からは、今までの富士通はコンピューターの関係があつてということだったと思えますが、そこを特別支援の方に変更というそういう話だと思います。

西森委員

高知市で男女共同参画推進をしている企業は表彰をしていますね。例えば、男女共同参画で表彰を受けた企業であるからこの方と言われたら、そこになるほどというものがあつたり、商工会とかいろいろな所にこういう形でという推薦のお願いをしたら、衆目一致するところ、この方であると、障がい者の雇用等に大変真剣でいらっしゃるということで推薦されたとすれば、これもある種一つの選任手続きを経ているということになると思えます。ただ素晴らしい方だという情報があつただ

けならば、それが全ての人を網羅して把握し尽くした上でこの人なのかという話になってくるのだと思います。

やはり公の看板を背負っていただくということなので、時にそれが一本釣りで行うべき場合と、そういう推薦でやらなければならない場合があると思います。今回は本当に文句のない方だろうと思いますが、痛くない腹を探られないようにという意味合いでございます。

松下教育長

ありがとうございます。ほかに御意見もないようですのでこの件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第14号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、協議第14号は原案の通り決しました。

日程第6 市教委第15号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

教育研究所特別支援教育担当副参事

資料10ページ、日程第6 市教委第15号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」説明いたします。本議案の趣旨は、委員の任期満了に伴うものでございます。

高知市では、特別な教育的支援の必要な児童生徒に対し、本市において適切な教育支援を行うため、高知市教育支援委員会条例に基づき、高知市教育支援委員会を設置しました。設置に当たりましては同条例第3条に基づき、学識経験者、医師、特別支援教育関係の教職員の方々から、15名の委員を委嘱等させていただいております。

この度、委員の任期満了に伴い、教育委員会といたしましては、11ページにお示ししている、15名の委員を推薦していただきました。簡単に説明いたしますと、1番 石山委員、6番 窪内委員、9番 清水委員、10番 土居委員、12番 畠山委員、13番 濱口委員は特別支援学校を代表して推薦をいただきました。次に、2番 梅原委員、3番 岡委員、4番 川崎委員、7番 小松委員、11番 長沢委員は、保幼小中学校を代表して推薦をいただきました。また、5番の吉川委員は医師として、8番の是永委員は特別支援教育の専門家として推薦していただきました。そして、14番 山下委員は、公認心理師、臨床心理士として、15番 和田委員は、高知市ひまわり園の園長として、それぞれ高知市こども未来部子ども育成課から推薦していただきました。

新しい委員の委嘱期間は、高知市教育支援委員会条例第4条に基づき、2年となっております。

なお、委員の推薦に際して、新しく委員を務めてくださる方は1名です。女性委員につきましては、10名となっております。女性委員の割合は67パーセントでございます。以上で説明を終わります。

御承認をよろしくお願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

委員は女性が少ないと言っていました、少しずつ増えてきて10名。女性の方が多いいということになってきていますが、特にそれを意識したというのではなく、いろいろな方を推薦してもらった時にこうなったということですか。

教育研究所特別支援教育担当副参事

特に特別支援学校等では、管理職ではなく教育相談を担当している方を推薦していただきましたので、やはり女性の方が多くなると思っております。

谷委員

はい。分かりました。

14番、15番は似たような役職の人ですが、あえて2人というのは何故ですか。

教育研究所特別支援教育担当副参事

山下委員は所属は同じではございますが、心理の専門家ということで、公認心理士及び臨床心理士の資格を持っている方でございます。和田委員の方は高知市が設置していますひまわり園という、発育発達に遅れや不安のある未就園の乳幼児と保護者を対象として個別集団支援を行うとともに保護者同士の交流や相談援助を行う場の園長という立場も兼ねておまして、同じ部署ですが、立場の違う2名の方をお願いをしています。

谷委員

今おっしゃったようなことを付け加える等すると、より良いのではないのでしょうか。

松下教育長

ひまわり園の園長さんというのは、やはりこれでは少し読みきれないところがあります。付け加えることができるのであれば是非お願いします。

西森委員

これは教育委員会の話ではないと思うことを承知で、また、両性という言い方がどうかということも前提で申し上げます。

これを見ていくと、もう一つ上のレベルの職務仕事の中のジェンダーの役割分担みたいなことを言われていて、無意識のうちに、女性はこういう仕事、男性はこういう仕事というのが割と鮮明になってきているという感じがしてきます。福祉とか、子供に関わるとか教育に関わるといって女性が多いとか、女性は人の話を聞くのに向いているとか、それはそれで結構ですが、そろそろ逆のことも考えなければいけないのだろうと思います。保育士というと男の人は見たことがないとか、看護師は男の人が少ないとか、そういう逆の意味での役割分担が無意識にある。商業関係とか、政治関係になるとやはり男の人がやっているという、そのような中で男女比を調整していった女性が3分の2になったということもそうですが、それはもしかしたら逆の形で役割が固定されていることの一つの証左かもしれないということも今回感じました。

機会があれば男女共同参画委員会等の方で、今後女性を増やすということよりも全体のバランスを見て職種ごとに偏りがなくということも考えていく必要があると申し上げたいと思いました。

市の目標はどうなっていましたか。国の目標は4割でしたか。大体4割位を女性にといられていて、市の方では3割とか4割の数字がありますよね。これが逆転したらどうなるのですか。

教育政策課長

4割でございます。

西森委員

女性委員が4割位で、五分五分が理想状態で4割を超えたいということですよ。極端に女性ばかりになっていると、そこは逆に別の形のバイアスが働いているのではないかと、ということにもなりかねないと思うので次のステップが難しいですね。

谷委員

バランスですね。

松下教育長

この会は専門性のある方に集まっていたく会になりますので、男性女性というバイアスというよりは、やはりお一人お一人のところであるというのがイメージとしてあります。しかし、おっしゃっていただくとおり、役割分担のようなものというのは、また違う話だと思っています。会を代表して来る方が男性ばかりという話と、その役割分担の話というのは、やはりそのように見えないといけないうらうと思います。

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

【は い】

松下教育長

ほかに御意見もないようですのでこの件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第16号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第15号は、原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第16号高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について議題とします。事務局からの説明を求めます。

少年補導センター所長

12ページを御覧ください。日程第7 市教委第16号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等についてでございます。

高知市少年補導センター設置条例第5条に基づき、教育・青少年の健全育成に関わる関係機関・団体等から推薦していただき、委員を委嘱・任命させていただいております。今年度は23名でございます。

今回の委嘱は委員の新規委嘱及び任命に伴うものでございまして、13ページの委員の内訳は、PTA 2名、校長4名、教育行政1名、警察4名、福祉関係4名、雇用関係2名、補導委員3名、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所各1名でございます。

充て職となっている機関・団体での異動・交代があり、12名の方が新任でございますが、いずれも長く少年や少年問題等と関わってこられた経験をお持ちの方ばかりですので、少年補導センターの運営に対して新たな視点から御意見をいただけると考えます。今年度の委員を決定する際にも、女性委員を推薦していただける可能性がある関係機関・団体には個別に依頼・交渉し、最大限の努力はいたしました。女性委員は5名で22パーセントでございます。今後も努力してまいります。

委員の委嘱期間は、高知市少年補導センター設置条例第5条第3項に基づき、委嘱等の日から令和6年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。御承認よろしくお願いいたします。

松下教育長

確認です。女性は1番、2番、3番、4番、11番の5名ということですね。

少年補導センター所長

はい。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

以前は補導センターの運営委員に女性はほとんどいなかったです。前任の所長さんや前々任の所長さんもとてもご苦勞をされていましたが、5名というのは進歩だと思います。ただ女性を集めて入れたら良いという問題ではないということはあると思います。また、いつも思うことですが、これまで少年補導センターという名称できていますが、要は少年育成センターで、補導というより育成だと思います。そういう視点から考えた時に、女性の視点がすごく大事で所長さんも女性に変わった限りは、例えばいろいろと考えていくなど、育成という視点を一層前面に出していったらと思います。しかし5名、22パーセントは、ずっと前から言えば、歴代の所長が苦勞してここまでに至ったのだと思います。

森田委員

長くベテランの方々が多かったという話がありましたが、前の委員さんを見た時に、必ずしも校長先生や教頭先生というわけではなく、先生がおいでしてその役割を非常にプロフェッショナルとし

て果たしておられることを考えると、今後可能なところがあれば、小学校の先生、中学校の先生はかなり、上に行けば行くほどジェンダー比の影響を結構受けていますので、長とか校長先生というのではなく、先生・教諭という視点で子供と近い形で見ていただくというふうに、役職が必ずしも長でなくてはいけないということでない工夫が今後あれば、増えてもいくのではないかと思います。

前の委員さんの構成を見て、多いところがあったりしたので思いました。

少年補導センター所長

3番、4番はそれぞれの学校長代表という役職です。そして5番、6番については県立学校長代表、私立学校長代表といわれる職員で、校長先生となっております。7番、8番がいわゆる生徒指導担当教諭として、中学校と高校から1名ずつ代表で来てくださっています。一応教員レベルでも2人の方がおられますので、現場での声ですとか、実際の学校現場での中での事とかについてはここでご発言をいただいております。

森田委員

生活指導というと校長先生とかやはり男性が多くなるのでしょうか。

少年補導センター所長

先ほど言われたとおり、確かに生徒指導の教員というのは男性が多いです。いわゆる厳つい、怖いというイメージは、最近は少しずつなくなってきておりまして、補導の現場も支援とか相談を受けるということについて深めている教員は増えてきいております。もっと言いますと、女性の生徒指導主事もおりますので、全く男性ばかりということではないです。

西森委員

毎年こういう審議に関わらせていただきますと、本当に面白いと思ってお伺いしております。やはり10年前、20年前とは少年補導センターのイメージや役割が変わってきているのだらうと思います。そもそも補導という言葉自体も少年たちも相当変わってきているのだらうと思います。そういうことをこれから少し変化させていこうとか、あるいはそれに伴って、委員さんをお願いしていた先を変えていこうという話はあるようなものですか。まだそこまではないですか。

少年補導センター所長

先ほど指摘のありました育成については、実は育成面の方が結構大きくなってきています。学校の中に入って、ネットトラブルにならないような出前授業を年間通して300回超やらせていただいております。どちらかというとも未然防止の方にシフトしているのは事実です。今、四国四県でも、補導センターの在り方をそろそろ考えていくべきではないかということが話題になっています。今度の5月2日の総会でも議題が上る予定になっておりますし、9月には四国大会がありますが、その中でも議題に上る予定です。補導センターという名前が持つイメージはあるのですが、例えば、少年補導育成センターというように合体している市町村も増えてきていますし、そこは悩みどころではあります。ですが実際していることは、育成の面が少し増えてきているという気はしております。

松下教育長

会の在り方というようになるところになってくると思います。

この運営委員会が補導センターの在り方を審議する。先ほど言っていた育成の部分や支援の部分、もっと言うと特別支援教育との融合であるというような部分を話すという、未だそのピンポイントの部分まで達していない、どちらかと言うと見守っていただいているというのが、今までの歴史であらうかというイメージです。

以前の補導センターというイメージと今の補導センターがしている事というのは大きく変わってきていて、名称もそうですが、中身の部分は他の市町村や県内の情報を聞いていただきながら是非、今後の補導センターの在り方というものを、この運営委員会の中を通して変革して、新しいものになったらいいと思います。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第16号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。

よって市協議第16号は原案の通り決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時5分

署 名

教育長 _____

4番委員 _____